

堺市公報 第347号	令和7年1月24日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市建築計画概要書等閲覧等規則の一部を改正する規則 【建築都市局開発調整部建築安全課】	3
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○道路法に基づく市道路線の認定について	
【建設局土木部路政課】	14
○道路法に基づく市道路線の廃止について	
【建設局土木部路政課】	16
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	18
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	20
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定について	
【建設局土木部路政課】	27
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	29
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	38
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	38
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の更新について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	39

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について  
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 40

＜人事委員会規則＞

○堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
【人事委員会事務局】…………… 41

## 規 則

堺市建築計画概要書等閲覧等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第3号

### 堺市建築計画概要書等閲覧等規則の一部を改正する規則

堺市建築計画概要書等閲覧等規則（昭和46年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。）第11条の4第3項」を「」第11条の3第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

堺市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

1 歯科

名称	所在地	指定年月日
しのはら歯科	堺市堺区神石市之町97-1	令和6年12月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
あい薬局	堺市西区津久野町1-12-1	令和6年11月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
A I 訪問看護ステーション	堺市西区北条町1-30-51 ヒルサイドマンション102号	令和6年12月1日
訪問看護ステーション灯	堺市中区深阪1-6-17-105号	令和6年11月1日
訪問看護ステーションー心	堺市堺区中之町西4-1-28 朝日プラザ宿院405号	令和6年9月1日

堺市告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届

出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	廃止年月日
高田歯科医院	堺市西区浜寺諏訪森町東2-112	令和6年10月21日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
あい薬局	堺市西区津久野町1-12-1	令和6年10月31日

堺市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
----	---------	---------	-------

あゆみ訪問看護ステーション	堺市西区津久野町2-36-27	堺市西区津久野町2-28-10	令和6年11月1日
---------------	-----------------	-----------------	-----------

堺市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームポニー	堺市南区御池台2-7-3-301	令和6年11月30日
認知症対応型共同生活介護	グループホームポニー	堺市南区御池台2-7-3-301	令和6年11月30日
訪問介護	あさひ介護事務所	堺市堺区向陵東町3-2-1 和光ビル2階	令和6年4月1日
介護予防福祉用具貸与	エストあさひ介護サービス	堺市堺区浅香山町3-2-3-101	令和6年4月1日
福祉用具貸与	エストあさひ介護サービス	堺市堺区浅香山町3-2-3-101	令和6年4月1日
訪問介護	エストあさひ介護サービス	堺市堺区浅香山町3-2-3-101	令和6年4月1日
訪問介護	介護サービスゆめか	堺市中区上之566-5	令和6年4月1日

訪問介護	かおりの泉ライフケア	堺市北区百舌鳥赤畑町1-37	令和6年9月1日
訪問介護	スマイル	堺市北区蔵前町2-16-32 ステージ村田1020号	令和6年4月1日

堺市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防小規模多機能型居宅介護	パナソニックエイジフリーケアセンター堺八田・小規模多機能	パナソニックエイジフリーケアセンター泉北深井・小規模多機能	堺市中区八田北町371-3	令和6年12月1日
小規模多機能型居宅介護	パナソニックエイジフリーケアセンター堺八田・小規模多機能	パナソニックエイジフリーケアセンター泉北深井・小規模多機能	堺市中区八田北町371-3	令和6年12月1日

堺市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	あゆみ訪問看護ステーション	堺市西区津久野町2-36-27	堺市西区津久野町2-28-10	令和6年11月1日
訪問看護	あゆみ訪問看護ステーション	堺市西区津久野町2-36-27	堺市西区津久野町2-28-10	令和6年11月1日
特定介護予防福祉用具販売	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区大町西3-3-10-201	堺市堺区大町西3-3-10-200	令和6年10月1日
特定福祉用具販売	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区大町西3-3-10-201	堺市堺区大町西3-3-10-200	令和6年10月1日
介護予防福祉用具貸与	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区大町西3-3-10-201	堺市堺区大町西3-3-10-200	令和6年10月1日
福祉用具貸与	いちご福祉用具貸与・販売	堺市堺区大町西3-3-10-201	堺市堺区大町西3-3-10-200	令和6年10月1日
居宅介護支援	いちごケアプランセンター	堺市堺区大町西3-3-10-201	堺市堺区大町西3-3-10-200	令和6年10月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護ライズケア	堺市堺区少林寺町西1-1-8 P S Gビル403号	堺市堺区東湊町3-225-3	令和6年11月1日
訪問介護	訪問介護ライズケア	堺市堺区少林寺町西1-1-8 P S Gビル403号	堺市堺区東湊町3-225-3	令和6年11月1日

介護予防訪問サービス	晴れる家大仙公園ヘルパーステーション	堺市堺区大仙中町5-14	堺市堺区大仙中町6-26	令和6年6月2日
訪問介護	晴れる家大仙公園ヘルパーステーション	堺市堺区大仙中町5-14	堺市堺区大仙中町6-26	令和6年6月2日
介護予防訪問サービス	ゆるっとKTNケアサポート	堺市西区鳳東町7-745 鳳グリーンパレス101号	堺市西区鳳中町2-23	令和6年10月17日
訪問介護	ゆるっとKTNケアサポート	堺市西区鳳東町7-745 鳳グリーンパレス101号	堺市西区鳳中町2-23	令和6年10月17日
介護予防訪問サービス	LYKKEけあ	堺市南区城山台1-2-3	堺市南区御池台3-1-4	令和6年9月1日
訪問介護	LYKKEけあ	堺市南区城山台1-2-3	堺市南区御池台3-1-4	令和6年9月1日

堺市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
-----	------	-----	-------

坂田 一樹	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年12月2日
假家 清裕	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年12月2日
青木 滉矢	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区長曾根町3079-18 -605	令和6年11月18日
青木 滉矢	あお訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅北町5-3 06-11	令和6年12月1日
松本 在央	松本 在央（出張専門）	堺市堺区高砂町1-23	令和6年10月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
永田 淳之	やまもと鍼灸院 さかいし院	堺市堺区田出井町1-1-1 00-118	令和6年10月1日
青木 滉矢	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区長曾根町3079-18 -605	令和6年11月18日
青木 滉矢	あお訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅北町5-3 06-11	令和6年12月1日
澤居 健二	さわい鍼灸院	堺市南区庭代台1-25-1	令和6年12月1日
松本 在央	松本 在央（出張専門）	堺市堺区高砂町1-23	令和6年10月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
永田 淳之	やまもと接骨院 さかいし院	堺市堺区田出井町1-1-1 00-118	令和6年10月1日
齋賀 壮真	やまもと接骨院 さかいし院	堺市堺区田出井町1-1-1 00-118	令和6年10月1日
出口 卓磨	日之出整骨院療 院	堺市東区北野田562-36	令和6年11月19日



堺市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
影山 奈美	三国ヶ丘マッサージ治療院泉北	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年11月30日
古賀 真一郎	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区長曾根町3079-18 -605	令和6年8月25日
藪内 麻衣	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区長曾根町3079-18 -605	令和6年8月25日
鬼塚 亮	三国ヶ丘マッサージ治療院泉北	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年11月30日
松本 在央	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1-1-7 A201号室	令和6年10月1日
中村 吉宏	三国ヶ丘マッサージ治療院泉北	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年11月30日
蛇草 真史	三国ヶ丘マッサージ治療院藤井寺	藤井寺市沢田1-6-26-1 05	令和6年11月30日
小田 晃生	三国ヶ丘マッサージ治療院泉北	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年11月30日

光成 秀一	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第一ナカノマンション101号	令和6年11月30日
小川 恵	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第一ナカノマンション101号	令和6年11月30日
森 千春	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第一ナカノマンション101号	令和6年11月30日
大當 繫康	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第一ナカノマンション101号	令和6年11月30日
河野 広明	三国ヶ丘マッサージ治療院堺北	堺市北区百舌鳥赤畑町1-8-4 201号	令和6年11月30日
福田 誠大	三国ヶ丘マッサージ治療院堺北	堺市北区百舌鳥赤畑町1-8-4 201号	令和6年11月30日
河野 広明	三国ヶ丘マッサージ治療院藤井寺	藤井寺市沢田1-6-26-105	令和6年11月30日
玉置 一朗	三国ヶ丘マッサージ治療院泉北	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵104号室	令和6年11月30日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
藪内 麻衣	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月25日
古賀 真一朗	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月25日
澤居 健二	サンケア訪問マッサージはり・きゅう本院	堺市北区北花田町4-122-7 A号	令和6年6月15日
松本 在央	ライク鍼灸院	堺市堺区柳之町東1-1-7 A201号室	令和6年10月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
伊藤 恵汰	やまもと接骨院 さかいし院	堺市堺区田出井町1-1-1 00-118	令和6年11月30日

堺市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
大谷 月子	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月26日
三木 秀輝	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月26日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
-----	------	---------	---------	-------

大谷 月子	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月26日
三木 秀輝	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月26日

3 柔道整復

施術者	施術所名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
三木 秀輝	みき整骨院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	堺市北区長曾根町3079-18-605	令和6年8月26日

堺市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整 理 番 号 別紙調書のとおり
- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 起 点 終 点 別紙調書のとおり
- 4 重 要 な 経 過 地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
888	三原台159号線	南区三原台2丁2番11地先 南区茶山台1丁2番3地先		路線再編成
7706	福田272号線	中区福田1050番17地先 中区福田1050番6地先		開発に伴う寄付
7707	深井中229号線	中区深井中町1119番2地先 中区深井中町1119番3地先		〃
7361	草部232号線	西区草部1471番16地先 西区草部1471番23地先		都市計画法第39条による 帰属
7980	菱木244号線	西区菱木1丁2289番12地先 西区菱木1丁2289番20地先		〃
7473	百舌鳥梅北45号線	北区百舌鳥梅北町4丁129番9地先 北区百舌鳥梅北町4丁133番1地先		〃



堺市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

別紙

### 市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
571	三原台156号線	三原台2丁2番3地先 茶山台1丁1番1地先		路線再編成



堺市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

市道路線区域決定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
3888	三原台159号線	南区三原台2丁2番11地先	10.90	234.00	
		南区茶山台1丁2番3地先	19.47		
7706	福田272号線	中区福田1050番17地先	4.70	34.12	
		中区福田1050番6地先			
7707	深井中229号線	中区深井中町1119番2地先	4.70	9.21	
		中区深井中町1119番3地先			
7361	草部232号線	西区草部1471番16地先	4.70	53.67	
		西区草部1471番23地先			
1980	菱木244号線	西区菱木1丁2289番12地先	5.70	135.50	
		西区菱木1丁2289番20地先	6.70		
1473	百舌鳥梅北45号線	北区百舌鳥梅北町4丁129番9地先	4.70	32.00	
		北区百舌鳥梅北町4丁133番1地先			



堺市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
遠里小野南清水3号線	堺区北清水町3丁122番6地先	旧	5.49	2.00	(ホ91) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北清水町3丁122番6地先	新	5.49	2.00	
遠里小野南清水3号線	堺区高須町3丁62番1地先	旧	5.48	2.00	(ホ91) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区高須町3丁62番1地先	新	5.48	2.00	
遠里小野南清水3号線	堺区高須町3丁62番1地先	旧	5.45	2.00	(ホ91) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区高須町3丁62番1地先	新	5.45	2.00	
北庄4号線	堺区北庄町1丁8番30地先	旧	2.42 3.06	21.50	(キ021) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北庄町1丁8番31地先	新	3.21 3.53		
北半町東1号線	堺区北半町東2番8地先	旧	2.98	10.08	(キ091) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北半町東2番8地先	新	3.49	10.08	
錦綾南向陽1号線	堺区北向陽町2丁72番5地先	旧	3.70 3.71	10.47	(キ100) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北向陽町2丁72番1地先	新	4.00 4.00		
高須2号線	堺区高須町3丁62番1地先	旧	3.66	21.05	(ホ034) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区高須町3丁62番1地先	新	3.83	21.05	
中向陽1号線	堺区中向陽町1丁10番9地先	旧	3.62 3.62	15.53	(ホ007) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区中向陽町1丁10番9地先	新	3.81 3.81		
中田出井2号線	堺区中田出井町2丁48番7地先	旧	3.63 3.85	30.75	(ホ017) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区中田出井町2丁48番8地先	新	3.82 3.93		
福田3号線	中区福田1050番1地先	旧	3.15 3.97	36.13	(フ019) 開発に伴う寄付 関係分
	中区福田1050番17地先	新	4.35 4.97		
福田40号線	中区福田306番1地先	旧	4.00 4.22	30.85	(フ056) 開発に伴う寄付 関係分
	中区福田306番1地先	新	4.35 4.46		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
深井北6号線	中区深井北町28番9地先	旧	2.15 2.58	12.96	(7079) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井北町28番7地先	新	3.08 3.29	12.96	
堀上12号線	中区堀上町159番11地先	旧	2.51 3.72	7.31	(8027) 開発に伴う寄付 関係分
	中区堀上町159番11地先	新	3.61 4.70	7.31	
東山北野田線	東区草尾1158番1地先	旧	3.44 3.45	14.17	(2033) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾1158番1地先	新	4.07 4.08	14.17	
石原5号線	東区石原町4丁240番1地先	旧	2.13 2.45	32.96	(1078) 開発に伴う寄付 関係分
	東区石原町4丁240番4地先	新	3.07 3.23	32.96	
北野田南野田2号線	東区南野田263番2地先	旧	2.56 3.55	7.83	(8167) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田264番2地先	新	3.21 4.35	7.83	
草尾60号線	東区中茶屋90番6地先	旧	3.58 3.81	9.30	(7015) 開発に伴う寄付 関係分
	東区中茶屋90番6地先	新	3.79 3.91	9.30	
丈六8号線	東区丈六43番1地先	旧	1.38 1.39	16.17	(124) 開発に伴う寄付 関係分
	東区丈六43番1地先	新	4.70 4.70	16.17	
関茶屋2号線	東区関茶屋2番6地先	旧	3.05 5.15	13.04	(9009) 開発に伴う寄付 関係分
	東区関茶屋2番5地先	新	3.53 5.35	13.04	
野尻9号線	東区野尻町469番9地先	旧	1.87 2.40	31.05	(1010) 開発に伴う寄付 関係分
	東区野尻町469番4地先	新	3.28 3.55	31.05	
日置荘西35号線	東区日置荘西町2丁976番13地先	旧	3.73 3.84	31.48	(1223) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町2丁976番13地先	新	4.00 4.00	31.48	
日置荘西35号線	東区日置荘西町2丁976番13地先	旧	4.00	2.00	(1223) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町2丁976番13地先	新	4.00	2.00	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
南野田6号線	東区南野田230番5地先	旧	2.50 2.96	19.32	(142) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田230番11地先	新	3.25 3.48		
草部菱木1号線	西区草部1295番1地先	旧	3.31 4.08	17.37	(7080) 開発に伴う寄付 関係分
	西区草部1295番10地先	新	3.66 4.31		
津久野3号線	西区津久野町3丁2153番2地先	旧	1.94 2.32	23.48	(7007) 開発に伴う寄付 関係分
	西区津久野町3丁2153番3地先	新	3.32 3.51		
出島浜寺石津中2号線	西区浜寺石津町中1丁358番5地先	旧	4.00	2.47	(7049) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中1丁358番5地先	新	4.00		
出島浜寺石津中2号線	西区浜寺石津町中1丁561番1地先	旧	4.00	2.48	(7049) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中1丁561番1地先	新	4.00		
浜寺石津中10号線	西区浜寺石津町中3丁287番10地先	旧	1.85 1.93	8.70	(1067) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中3丁287番1地先	新	2.93 2.97		
浜寺石津中10号線	西区浜寺石津町中3丁295番2地先	旧	1.85 2.50	18.55	(1067) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中3丁295番2地先	新	3.27 3.65		
浜寺石津東1号線	西区浜寺石津町東4丁270番1地先	旧	2.71 2.72	9.33	(1126) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町東4丁270番1地先	新	3.36 3.36		
浜寺昭和浜寺元4号線	西区浜寺元町3丁341番4地先	旧	2.80 4.87	24.23	(1158) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町3丁341番1地先	新	3.40 5.37		
浜寺諏訪森中浜寺船尾東1号線	西区浜寺船尾町西2丁150番1地先	旧	3.26	2.74	(1195) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺船尾町西2丁150番1地先	新	3.63		
浜寺船尾西6号線	西区浜寺船尾町西2丁150番1地先	旧	2.70	4.27	(1253) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺船尾町西2丁150番1地先	新	3.35		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺船尾西16号線	西区浜寺船尾町西2丁150番1地先	旧	0.90 1.10	17.40	(ハ263) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺船尾町西2丁150番1地先	新	2.45 2.55	17.40	
浜寺元4号線	西区浜寺元町3丁341番1地先	旧	2.52 2.67	11.56	(ハ298) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町3丁341番1地先	新	3.26 3.34	11.56	
金岡43号線	北区金岡町2184番3地先	旧	3.75 3.81	26.86	(カ201) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2184番2地先	新	4.23 4.26	26.86	
北長尾15号線	北区北長尾町1丁29番1地先	旧	7.24 7.25	5.05	(キ051) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北長尾町1丁29番1地先	新	7.97 7.98	5.05	
黒土3号線	北区黒土町2247番2地先	旧	3.80 3.88	9.46	(ク086) 開発に伴う寄付 関係分
	北区黒土町2247番2地先	新	3.90 3.94	9.46	
中長尾5号線	北区中長尾町2丁58番4地先	旧	5.44 5.45	12.30	(ケ111) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中長尾町2丁58番5地先	新	6.71 6.72	12.30	
中百舌島12号線	北区中百舌島町5丁782番2地先	旧	4.00 4.01	20.79	(ケ166) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中百舌島町5丁782番2地先	新	5.70 5.70	20.79	
中百舌島13号線	北区中百舌島町6丁890番1地先	旧	2.05 2.16	11.72	(ケ167) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中百舌島町6丁890番1地先	新	3.38 3.43	11.72	
大豆塚新堀1号線	北区東浅香山町1丁378番1地先	旧	3.53 3.82	10.83	(コ025) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町1丁378番1地先	新	3.77 3.91	10.83	
百舌島赤畑2号線	北区百舌島赤畑町4丁280番1地先	旧	6.54 7.27	13.03	(コ028) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島赤畑町4丁280番1地先	新	7.27 7.27	13.03	
百舌島赤畑28号線	北区百舌島赤畑町4丁281番1地先	旧	3.82 4.91	13.62	(コ054) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌島赤畑町4丁281番1地先	新	4.91 4.91	13.62	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
百舌鳥赤畑29号線	北区百舌鳥赤畑町4丁280番1地先	旧	4.91	32.61	(㊦055) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町4丁281番1地先	新	6.00	32.61	
北余部39号線	美原区北余部44番6地先	旧	6.90	2.48	(㊦357) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区北余部44番6地先	新	6.90	2.48	
丹上10号線	美原区丹上305番6地先	旧	3.15 3.40	13.96	(㊦488) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区丹上305番3地先	新	4.35 4.35		
南三国ヶ丘12号線	堺区榎元町1丁15番2地先	旧	3.98 4.03	45.63	(㊦196) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区榎元町1丁15番2地先	新	5.34 5.37		
大野芝辻之線	中区田園460番2地先	旧	4.34 4.70	7.52	(2029) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区田園460番2地先	新	4.52 4.70		
大野芝8号線	中区大野芝町153番1地先	旧	5.70	38.94	(㊦107) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区大野芝町153番1地先	新	6.70		
日置荘草尾線	東区西野116番2地先	旧	4.02 4.05	42.05	(2032) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区西野116番7地先	新	4.70 4.70		
浜寺元鳳北1号線	西区鳳北町8丁450番46地先	旧	3.63 3.82	24.17	(㊦291) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区鳳北町8丁450番44地先	新	4.16 4.35		
西藤井寺線(現)	美原区多治井356番6地先	旧	5.08 5.34	38.57	(F190) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区多治井356番6地先	新	5.89 6.02		
北余部大饗1号線	美原区北余部251番1地先	旧	6.00 6.04	33.72	(㊦398) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区北余部251番1地先	新	6.35 6.37		
黒山10号線	美原区黒山814番12地先	旧	2.54 2.85	21.63	(㊦218) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区黒山814番10地先	新	3.27 3.43		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
小平尾南線	美原区小平尾441番1地先	旧	6.45 6.66	53.35	(200) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区小平尾439番1地先	新	6.58 6.68	53.35	
多治井11号線	美原区多治井356番6地先	旧	4.17 5.14	49.02	(2429) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区多治井356番6地先	新	5.44 5.92	49.02	



堺市告示第20号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道及び府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 区間 別紙調書のとおり
- 4 延長 別紙調書のとおり

別紙

電線共同溝を整備すべき道路指定調書

路線名	区間 から まで	延長m
市道浜寺石津東浜寺諏訪森東3号線 (都市計画道路錦浜寺南町線)	堺市西区浜寺石津町東4丁296番4地先 堺市西区浜寺諏訪森町東1丁43番10地先	480
府道大阪狭山線(新) (都市計画道路大阪河内長野線)	堺市東区北野田615番6地先 堺市東区北野田899番地先	600
市道浜寺石津西浜寺石津中1号線 市道浜寺石津船尾1号線 (都市計画道路諏訪森神野線)	堺市西区浜寺諏訪森町西1丁22番12地先 堺市西区浜寺船尾町西1丁4番10地先	600
市道草尾西野1号線 (都市計画道路草尾南野田線)	堺市東区西野441番8地先 堺市東区草尾634番2地先	720

公 告

堺市公告第56号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第10号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和7年1月9日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市南区檜尾376 2番地	西川 勝己	南区檜尾	3324-1	田	1,336	堺市南区檜尾310 9番地	西川 茂幸	使用貸借による 権利	畑として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
			4038	畑	1,058								
大阪市港区磯路3 丁目3番17号	株式会社Mak eFoodTech	南区檜尾	26-1	田	601の 内290	堺市南区檜尾128 2番地	阪口 章和	賃貸借による 権利 (解除条件付)	畑として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	100,000	毎年末ま でに貸手 指定口座 に振込
堺市北区野遠町5 86番地	永木 富美男	北区野遠町	489-1	田	971	堺市北区野遠町5 39番地1	西野 勇哉 外1名	使用貸借による 権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
堺市南区和田東1 004番地3	藤原 良光	南区豊田	705	田	740	堺市南区和田東1 004番地1	藤原 達弘	使用貸借による 権利	田として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
堺市南区稲葉2丁 1737番地	寺山 久	南区稲葉3丁	1622	田	350	堺市南区稲葉2丁 3103番地	浦田 國男	使用貸借による 権利	田として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
			1623	田	446								
堺市南区稲葉2丁 1737番地	寺山 久	南区稲葉2丁	1786-1	田	1,137	高石市取石2丁目 15番2号	東野 敬太	使用貸借による 権利	田として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区伏尾764番地22	伊藤 武	南区美多上	2732-1	田	714	堺市南区原山台5丁目13番57号	西田 尚子	使用貸借による権利	畑として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
堺市中区辻之1118番地8	木村 勇	中区辻之	1072	田	499	堺市中区辻之62番地	玉山 和英	使用貸借による権利	畑として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町3丁目	161	田	1,527	堺市東区石原町4丁目307番地	増田 祥子	使用貸借による権利	田として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
		東区八下町1丁目	47	田	1,309								
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	美原区小寺	344	田	1,838	堺市北区金岡町1850番地	新木 美代子	使用貸借による権利	田として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	美原区小寺	341	畑	1,325	堺市美原区小寺802番地	藤田 俊子	使用貸借による権利	畑として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-
			342	畑	274								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市西区原田329番地2	堀本 豪	西区原田	17	畑	347	堺市西区原田330番地1	細谷 真知子	使用貸借による権利	畑として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
			18	畑	442								
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	北区中村町	211-1	田	581	堺市北区長曾根町522番地	澤 芳秀	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	北区中村町	211-2	田	581	堺市北区長曾根町637番地	北野 昭二	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
大阪市住之江区西住之江2丁目6番23号	萬野 敦弘	北区中村町	90	田	720	堺市北区中村町1196番地	東谷 和秋 外2名	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
			204	田	1,375								
堺市北区野遠町270番地2	石川 繁樹	北区野遠町	363	田	1,292	堺市北区黒土町2247番地	西川 義和	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
堺市美原区菩提807番地	野口 喜博	美原区大饗	394	田	1,140	堺市美原区大饗340番地	田村 義信	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区深阪6丁目16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	239	田	657	堺市西区太平寺5番地37番地	木寺 康司	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
			242	田	85								
			243	田	1,418								
大阪狭山市東野中3丁目362番地	山本 泰弘	美原区平尾	591	田	2,059	池田市神田1丁目6番4号301号	中西 比佐美	使用貸借による権利	田として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
			592	田	1,143								
堺市南区檜尾1番地114	近藤 貴志	南区檜尾	489-1	田	152	京都府長岡京市長岡1丁目12番7号	南 秀樹	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和7年2月1日	令和10年1月31日	-	-
			489-5	田	39								
堺市東区丈六420番地	尾西 正雄	東区北野田	165	田	1,173	堺市東区丈六442番地2	土井 泰典外 2名	使用貸借による権利	田として利用	令和7年3月1日	令和10年2月29日	-	-

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区平井672番2、672番3の一部、672番4、675番1の一部及び1044番1の一部並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区南花田町530番地

社会福祉法人宝生会

理事長 西田 恵子

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第5号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1582号

指 定 年 月 日 令和7年1月10日

指定期間の末日 令和12年1月9日

事業者の名称 株式会社B o r d e r  
事業者の住所 大阪市東住吉区住道矢田9丁目11番25号  
代表者の職氏名 代表取締役 峯松 俊幸  
事業所の名称 株式会社B o r d e r  
事業所の所在地 大阪市東住吉区住道矢田9丁目11番25号

指 定 番 号 第1583号  
指 定 年 月 日 令和7年1月10日  
指定期間の末日 令和12年1月9日  
事業者の名称 株式会社ウォーターサプライ住道商会  
事業者の住所 大東市大野1丁目10番3号  
代表者の職氏名 代表取締役 稲葉 光治  
事業所の名称 株式会社ウォーターサプライ住道商会  
事業所の所在地 大東市大野1丁目10番3号

指 定 番 号 第1584号  
指 定 年 月 日 令和7年1月10日  
指定期間の末日 令和12年1月9日  
事業者の名称 河田土木興業株式会社  
事業者の住所 大阪市淀川区木川東3丁目5番21号 第三丸善ビル7階F号室  
代表者の職氏名 代表取締役 井上 幸益  
事業所の名称 河田土木興業株式会社  
事業所の所在地 大阪市淀川区木川東3丁目5番21号 第三丸善ビル7階F号室

~~~~~

堺市上下水道局公告第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1398号  
 事業者の名称 株式会社坂本配管工業所  
 事業者の住所 岸和田市内畑町205番地の10  
 代表者の職氏名 代表取締役 坂本 博敏  
 事業所の名称 株式会社坂本配管工業所  
 事業所の所在地 岸和田市内畑町205番地の10  
 指定期間の末日 令和12年1月6日

指 定 番 号 第1399号  
 事業者の名称 株式会社フルハウスサポート  
 事業者の住所 枚方市尊延寺3丁目4番8号  
 代表者の職氏名 代表取締役 林 昇一  
 事業所の名称 株式会社フルハウスサポート  
 事業所の所在地 枚方市尊延寺3丁目4番8号  
 指定期間の末日 令和12年1月6日

堺市上下水道局公告第7号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1807号  
 指 定 年 月 日 令和7年1月10日  
 指定期間の末日 令和11年11月30日  
 事業者の名称 株式会社大晃  
 事業者の住所 堺市南区高倉台2丁目11番22-111号  
 代表者の職氏名 代表取締役 千葉 剛司  
 営業所の名称 株式会社大晃  
 営業所の所在地 堺市南区高倉台2丁目11番22-111号

指 定 番 号 第1808号  
 指 定 年 月 日 令和7年1月10日  
 指定期間の末日 令和11年11月30日  
 事業者の名称 山川 義行  
 事業者の住所 堺市中区土師町3丁22番24-5号  
 営業所の名称 山水社  
 営業所の所在地 堺市中区土師町3丁22番24-5号

指 定 番 号 第1809号  
 指 定 年 月 日 令和7年1月10日  
 指定期間の末日 令和11年11月30日  
 事業者の名称 合同会社IWAO  
 事業者の住所 堺市南区茶山台2丁3番7-105号  
 代表者の職氏名 代表社員 岩尾 重信  
 営業所の名称 合同会社IWAO  
 営業所の所在地 堺市南区茶山台2丁3番7-105号

指 定 番 号 第1810号  
 指 定 年 月 日 令和7年1月10日  
 指定期間の末日 令和11年11月30日  
 事業者の名称 株式会社ウォーターサプライ住道商会  
 事業者の住所 大東市大野1丁目10番3号  
 代表者の職氏名 代表取締役 稲葉 光治  
 営業所の名称 株式会社ウォーターサプライ住道商会  
 営業所の所在地 大東市大野1丁目10番3号

## 人事委員会規則

堺市一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年1月24日

堺市人事委員会

委員長 島田 睦史

堺市人事委員会規則第1号

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成18年人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第11条」を削る。

第4条の前の見出し、同条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。